

2009年日本政府年次報告（案）

「国際労働基準の実施を促進するための三者協議に関する条約（第144号）」

（2007年6月1日～2009年5月31日）

1. Iについて

海上労働に関しては、2008年7月の組織改編により、2005年報告別添1中、ILO海事協議会の参集者が国土交通省海事局船員政策課長から、国土交通省大臣官房参事官に変更された。

2. IIについて

〔第1条〕

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

〔第2条〕

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

〔第3条〕

ILO海事協議会の参集者について、2008年7月の組織改編により、国土交通省海事局船員政策課長から、国土交通省大臣官房参事官に変更された。

〔第4条〕

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

〔第5条〕

各事項について、以下のとおり追加する。

（a）について

第98回国際労働総会（ILO総会）の議題「HIV/エイズと仕事の世界（HIV/AIDS and the world of works）」に関する質問書に対する政府の回答の作成については、2008年8月29日に開催したILO懇談会の場において我が国の代表的労使団体と協議を行った（別添3参照）。

（b）について

第96回ILO総会で採択された2007年の漁業労働条約及び第199号勧告に係る権限ある機関への提出については、ILO海事協議会の場での協議が時期的に難しかったことから、書面により協議を行った。労使代表共に意見は提出されなかった

（c）について

2007年9月10日及び2008年9月17日に開催したILO海事協議会の場において、漁業労働条約、海事労働条約及びILO第185号条約について協議を行った。

2008年4月15日に開催したILO懇談会の場において、労使代表の合意を得た上で、ILO第47号、第105号、第111号、第158号条約の4条約について協議を行った。

2009年5月14日に開催したILO懇談会の場において、労使代表の合意を得た上で、ILO第1号、第132号条約の2条約について協議を行った。

(d) について

(1) 2007年報告書について

ILO第19号、第27号、第87号、第88号、第98号、第100号、第102号、第121号、第122号、第144号及び第162号条約に関する2007年の報告書の作成については、2007年9月12日開催のILO懇談会前に労使団体に送付してその意見を聞くとともに、懇談会の場において協議を行った。

ILO第19号、第87号、第98号、第100号、第144号及び第162号条約に関する2007年の報告書の作成については、2007年9月10日開催のILO海事協議会前に労使団体に送付してその意見を聞くとともに、海事協議会の場において協議を行った。

(2) 2008年報告書について

ILO第27号、29号、81号、121号、138号、142号、181号及び182号条約に関する2008年の報告書の作成については、2008年8月29日開催のILO懇談会前に労使団体に送付してその意見を聞くとともに、懇談会の場において協議を行った。

ILO第29号、第138号、第181号及び第182号条約に関する2008年の報告書の作成については、2008年9月17日開催のILO海事協議会前に労使団体に送付してその意見を聞くとともに、海事協議会の場において協議を行った。

(e) について

協議すべき事項は無かった。

[第6条]

今次報告期間に開催されたILO懇談会及びILO海事協議会の議事要旨については、別添1～6を参照されたい。

[ILO条約勧告適用専門家委員会の直接要請について]

上記「2. [第5条] (c) 及び (d)」を参照されたい。

3. IIIについて

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

4. IVについて

該当無し

5. Vについて

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

6. VIについて

本報告の写を送付した代表的労使団体は、下記のとおり。

（使用者団体）日本経済団体連合会

（労働者団体）日本労働組合総連合会

第 9 回 I L O 懇談会議事要旨

1. 日時：平成 19 年 9 月 12 日（水） 15：30～

2. 場所：厚生労働省共用第 9 会議室

3. 出席者：（敬称略）

（1）労働者側

日本労働組合総連合会国際代表	中嶋 滋
日本労働組合総連合会総合労働局長	長谷川裕子
日本労働組合総連合会国際局長	生澤 千裕

（2）使用者側

日本経団連国際協力センター参与	鈴木 俊男
日本経済団体連合会労政第二本部長	松井 博志
日本経済団体連合会労政第二本部国際労働グループ長	高澤 滝夫

（3）政府側

厚生労働省大臣官房総括審議官（国際担当）	松井 一實
厚生労働省大臣官房国際課長	南野 肇
厚生労働省大臣官房国際課国際企画室長	勝田 智明

4. 議事の概要

（1）第 9 6 回 ILO 総会及びアジア地域フォーラム（報告）

政府からの報告の後、以下の意見交換があった。

（労働者側）

○グリーンジョブについて

本年の ILO 総会においては、ディーセント・ワークの内容に関わる問題提起として、気候変動を視野に入れて、仕事の中身をエコロジカルなものにシフトさせる必要性・重要性を指摘するグリーンジョブ・イニシアチブが提唱され、ILO アジア地域フォーラムにおいても同様の議論があった。このグリーンジョブ・イニシアチブは非常に注目すべきものであり、これを日本の政労使がどう受け止め、今後どう推進していくのが課題。

○労働安全衛生マネジメントシステム（OSH-MS）について

I SO（国際標準化機構）が独自に労働安全衛生マネジメントシステムの開発を表明したことに対し、政労使三者が一致して反対するという対応ができたのはよい姿である。ただし、アジアの労働安全衛生を確実に向上させるために、今後 ILO としてどのようにこの問題に取り組むのか、新たな労働安全衛生枠組み条約に照らしても議論していく必要がある。

（使用者側）

○ILO 総会における議論について

本年の ILO 総会では、技術議題の中で ILO の機能・能力の改善にかかる、フィラデルフィア宣言以来特筆すべき「ILO の機能強化」という議題があった。これは、来年の総会の前に理事会の場で議論されることになるが、ILO が一貫性のある仕事を追求することが重要だと思う。

さらに、本年の総会で注目すべき議題として、「持続的な企業の促進」について議論さ

れた。今まで ILO では、雇用を提供するという「使用者」としての機能に関心が集中していたが、「経営者」としての機能が注目されるようになったということであり、歴史的にみても画期的なことである。

グリーンジョブの議論も、「使用者」としての側面のみでは捉えられない問題である。産業界でも、最近、取り上げられるようになってきているテーマであり、議論することは有益である。

○ILO アジア地域フォーラムについて

ILO アジア地域フォーラムについて、会議の論点としては、生産性が上がっても、必ずしも雇用が増えてはいない現状から、何らかのアクションが必要ではないかということであった。しかし、広範な内容に議論が及んだことで、結論がよく見えなかった。また、本フォーラムで事務局から提案があったアジア知識ネットワークの構築については、特段の反対はなかったが、各国から様々な条件づけがあり、まだまだ議論を重ねる必要があるとの指摘があった。今後の進展に注目している。

(政府側)

○グリーンジョブについて

グリーンジョブ・イニシアチブは、着眼のすぐれた発想であり、働く側の労働者と、働く場を作る立場の経営者の両方の要請を充たしたディーセント・ワークという議論が深まるテーマとなればよいと思う。

○ディーセント・ワークについて

ディーセント・ワークについて分かりやすく周知するため、労使とともに決定した「働きがいのある人間らしい仕事」との表現を用い、協力して周知を図っていききたい。

ディーセント・ワークには「量的な側面」と「質的な側面」があり、大きく捉えれば、開発途上国は量的側面、先進国は質的側面の追求が主課題になるのではないか。ILO としても、各国の事情に応じて、国ごとにディーセント・ワークに向けた合意形成を図ることを求めている。

(2) 2007 年年次報告について (協議)

- ①第19号条約 ②第27号条約 ③第87号条約 ④第88号条約
⑤第98号条約 ⑥第100号条約 ⑦第102号条約 ⑧第121号条約
⑨第122号条約 ⑩第144号条約 ⑪第162号条約

政府からの説明後、以下のような意見交換がなされた。

○144号条約について

(労働者側)

第144号条約に基づく年次報告案の協議については、検討するための十分な時間をいただきたい。

144号、187号条約、及び198号勧告の訳語についての意見を添付していただきたい。

国際労働基準の促進を図っていくための重要政策は、三者構成主義の趣旨が損なわれることのないようにすべき。

また、ILO 懇談会の役割を発展させていくべきで、三者構成の重要性を認識することが重要である。

(使用者側)

報告案は早期に送付していただきたい。144号に基づき、三者構成を尊重した上で、本当の意味での議論をする必要がある。

(政府側)

ILO 懇談会は、労使を含めた重要な会議であると認識しており、今後とも適切な対応に努めてまいりたい。

○19号条約について

(労働者側)

19号条約について、外国人労働者問題は本当に深刻化しており、注視している。

○87号及び98号条約について

(労働者側)

政府報告はILOが再三にわたり指摘している勧告の内容を踏まえずに、従来通りの主張を繰り返している。これでは時間と労力の無駄である。ILOからの指摘を受け止めて政府としてどう改善するのかという視点で報告書を作成すべき。

○88号及び122号条約について

(労働者側)

88号条約については、日本の中で相当の議論があったこと、ハローワークが減ってきていることを指摘したい。

122号条約については、今まさに三者構成の審議会の重要性に注目すべき。

第10回ILO懇談会議事要旨

1. 日時：平成20年4月15日（火） 15：30～17：45

2. 場所：厚生労働省共用第9会議室

3. 出席者：（敬称略）

（1）労働者側

日本労働組合総連合会国際代表	中嶋 滋
日本労働組合総連合会総合労働局長	長谷川裕子
日本労働組合総連合会総合国際局長	生澤 千裕

（2）使用者側

日本経団連国際協力センター参与	鈴木 俊男
日本経済団体連合会労政第二本部長	松井 博志
日本経済団体連合会国際第二本部長	讃井 暢子

（3）政府側

厚生労働省大臣官房総括審議官（国際担当）	松井 一實
厚生労働省大臣官房国際課長	南野 肇
厚生労働省大臣官房国際課国際企画室長	勝田 智明

4. 議題

（1）第301回ILO理事会（報告）

政府からの報告の後、以下の意見交換がされた。

（労働者側）

○2010年の総会議題「家事労働のためのディーセント・ワーク」について

2010年の総会議題として、「家事労働者」が基準設定として取り上げられたことに労働者側として歓迎の意を表す。家事労働に携わる人はアジアの人々や女性が圧倒的に多く、また家事労働に対する認識が遅れており、二重、三重の問題がある。国際労働基準を作ることにした場合、その対象から漏れる人をどこまで救えるか。日本の中でどのように整理を行うかを、ILOから送付される家事労働についての質問票の回答作成の際に考える必要がある。また、制度と実態をよく整理することが重要である。

○PFA（計画財政管理）委員会について

計画財政管理委員会でのネットプレミアム、剰余金の取扱いについて、強硬姿勢の英・米と歩調を合わせず、建設的な対応を行った日本政府の対応は、労働者側として評価している。

○IOAC（独立監査諮問委員会）について

独立監査諮問委員会の委員の選考について、設立には屋上屋が架されるという議論もあったが、使用者側からスイス、労働者側からフィンランド、政府側からフィリピン、マラウイ、アルゼンチンが選ばれ、地域バランスにも配慮されたものとなった。

○FSR（地域機構見直し）について

地域機構見直しについては、ICT（情報通信技術）小委員会と深くリンクしている。IRISの導入が地域事務所ではほとんどロールアウト（実施）されていない。ブダペスト準地域総局の実施状況を評価して、地域事務所のロールアウトを考えるということになっているが、IRISシステムが地域事務所では機能していない実態がある。この問題は、日本の理事間では十分に議論されてきたとは言いがたい。ILOの次のIT戦略をどうするかについて本格的な議論が11月の理事会に始まるので、政府側・使用者側とも意見交換が必要だと感じている。

○CFA（結社の自由委員会）について

結社の自由委員会については、JR国労事件において、地裁レベルで、原告側が勝利する判決が2回続いて、3月になって時効の問題で原告が負ける判決があった。日本では話し合いを通じた解決が難しいものとなっているという認識がCFAの報告書の中で示されている。原告側は3月報告にショックを受けている。高齢化などの原告が置かれている状況を考慮し、頑なに話し合いを拒否する姿勢は改善していただきたい。

（使用者側）

○ミャンマー案件について

今回のILO理事会においては、ミャンマー問題について進捗があったことが指摘できる。新しいリエゾン・オフィサーが着任して、セミナーが開催されてきている。

○2010年の総会議題「家事労働のためのディーセント・ワーク」について

家事労働者の対象が明確でないと議論が出来ないと考えられるため、日本の現状として家事労働者が何人いるか、基準法適用除外の人を指しているのか、介護労働者はどうなのかを考える必要がある

また、家事労働者とは、発展途上国では、移民労働者の問題だと考える。

今回の議題では、Domestic workにおけるpayの問題、またhouse holdの経営者とは誰かということ、よく考慮しなければならない。

（政府側）

○2010年の総会議題「家事労働のためのディーセント・ワーク」について

家事労働について、ILOの労使関係の枠組みでやるのか、労働契約という形で捉えられるのか。労使それぞれが整理していただきたい。また、家事労働者が、具体的に何人いるか把握するのは難しく、家事労働は、各国によって違い、女性や移民、移民の中でも合法・非合法といった違いがあり、この議題を取り上げたくないという意見もカナダからあった。日本政府として実態把握はしていないため、既存のものを加工し、どういう基準であるかという考えをもって、この議題に取り組む必要がある。

また、発展途上国が、家事労働に関する問題解決のためのツールが欲しいということであれば、我が国としては、好事例の紹介などにより、議論に貢献出来ると考える。

（2）未批准条約について

○第47号条約

（労働者側）

週40時間の実態と現在の国内法制度がかけ離れている。労使で律しきれないので、47号の批准によって、法規定と実態を近づけていきたいと考えている。

(政府側)

政府としては、着実に労働時間を縮めている努力を行っているところ。

(使用者側)

ディーセント・ワークの実施に向けては、47号条約だけでなく、労働時間に関する他の条約を考慮する必要がある。

○第105号条約

(労働者側)

政治的行為を制限している国家公務員法、地方公務員法を見直していくべき。

(使用者側)

105号、111号を批准していないことの国際的なディスアドバンテージがあると考ええる。

(政府側)

国会公務員法の問題を立法府で行うために政労使で議論を盛り上げていく必要がある。

○第111号条約

(労働者側)

当条約の批准は人権擁護法案の成立でしか批准できないのか。

(政府側)

人権擁護法案が条約の批准に向けた前進であると考えているが、批准に向けては、国内法制度と条約の整合性についての検討が必要。

○第158号条約

(労働者側)

条約の規定にあるように解雇にあたって労働者に弁明の機会を与えることにより、使用者がもう一度考え直す機会になると考えるが、使用者側から見てこの条約をどう考えるか。

(使用者側)

自己弁護の機会を法的な規制でかけるより、解雇をむやみには出来ないということを周知していくことが重要。

第11回ILO懇談会議事要旨

1. 日時：平成20年8月29日（金）10：00～

2. 場所：厚生労働省共用第9会議室

3. 出席者：（敬称略）

（1）労働者側

日本労働組合総連合会国際代表 中嶋 滋

日本労働組合総連合会総合労働局長 長谷川裕子

日本労働組合総連合会総合国際局長 生澤 千裕

（2）使用者側

日本経団連国際協力センター参与 鈴木 俊男

日本経済団体連合会労政第二本部副本部長 遠藤 寿行

日本経済団体連合会労政第二本部国際労働グループ長 高澤 滝夫

（3）政府側

厚生労働省大臣官房総括審議官（国際担当） 村木 太郎

厚生労働省大臣官房国際課長 勝田 智明

厚生労働省大臣官房国際課国際企画室長 板谷 英彦

4. 議題

（1）第97回ILO総会（報告）

政府からの報告の後、以下の意見交換がされた。

（労働者側）

○公正なグローバル化の社会正義に関するILO宣言について

今回の総会で、「公正なグローバル化のための社会正義に関するILO宣言」が採択された。これは、ILOの機能強化、加盟国政労使の機能強化を行い、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進・促進していくための宣言で、日本国内だけではなく、アジアで、世界で、いかにディーセント・ワークを促進していくかという観点が重要である。

依然として、国内で派遣労働者を中心とした非正規労働者等の問題など、ディーセント・ワークに逆行する事態があり、また日系企業が、海外で生産活動をする際に様々な問題が生じている。それを解決するためには、ディーセント・ワークの促進が必要であり、政労使の立場は違うが、改善の方向に持って行くために意見を寄せ合わなければならない。

また、「過労死」が、日本発ということで、フランスや韓国のマスコミから取材される。国内でのディーセント・ワークの具体例として、ILOの労働時間関係の条約を批准して頂きたい。

○条約勧告適用委員会について

本年の条約勧告適用委員会のジェネラル・サーベイで取り上げられたILO第94号条約(労働条項(公契約))について、委員会の議論の中で重要なことと理解され、ILOとしても活動を強化している。連合としても重要なことと認識しており、日本政府としても条約批准及び政労使三者の研究会設置なども検討してもらいたい。

委員会で特別審議されたミャンマー問題については、状況が改善されていない中で、わが国としても対策を考えていく必要がある。

○戦略的政策枠組み (Strategic Policy Framework) について

ILOの予算の組み方が、非常に曖昧である。過去の実績を基にしており、例えば達成率が120%であれば、それが次期予算でも認められる。来年3月のILO理事会に向けて、どういった議論を行っていくかを考えることが大事である。予算を決定するためには、ILO事務局が何をするかを適切に決めておかなければならない。

One-UNとの関係については、ILOとUNDPとの共同プロジェクトがあるが、UNDPは政府のみで、労使は口を挟めない構造となっている。この共同プロジェクトの中で、労使の役割の低減化を防ぐため、三者構成主義の重要性を強調していく必要がある。

(使用者側)

○公正なグローバル化の社会正義に関するILO宣言について

グローバル化が進展し、勝者と敗者に分類される中で、敗者が増えているという現実がある。それに対して、ILOがどうするのかという課題があるが、DWCP(ディーセント・ワーク・カントリープログラム)を実施し、社会保障の底上げを実施している。

「公正なグローバル化」を国際的に進めていくためには、わが国政労使が、広い意味で議論しなければならない。各国がディーセント・ワークを展開していく時に、日本が耳を傾ける必要がある。かつ、わが国もディーセント・ワークについて考えていくきっかけを各国から頂くというスタンスを持つことが大事である。

海外の日系企業については、エンジニアなどの人材はたくさんいるが、企業の社会的側面に配慮する人材が不足している。この問題は早急に対応する必要がある。

○戦略的政策枠組み (Strategic Policy Framework) について

ILOのプロジェクトは、2年単位で行われるが、半分以上が原型をとどめていないのではないか。透明性の観点から、ILO事務局は、最初に認められた事業の原型を変えない必要がある。もし、変更する必要がある場合は、事業の原型を意識したものでなければいけない。

(政府側)

○公正なグローバル化の社会正義に関するILO宣言について

ディーセント・ワークの実現に向けて、日本の政労使が協力していくことは、国内的にも、国際的に

も重要である。ディーセント・ワークは多義的であり、対象も幅広い。国内的にどこに重点を置いていくかは政労使三者で議論し、整理する必要があるが、ワーク・ライフ・バランスの推進は、一つのアイデアだと考える。

○条約勧告適用委員会について

ミャンマー問題については、外務省と良く相談しながら進めていきたい。

○戦略的政策枠組み (Strategic Policy Framework) について

ILOの現状として、事業の評価だけとなっており、評価した結果を次の計画予算 (Programme&Budget) につなげることが重要である。また、財政面の規律を保っていくこと、ILOのマンデートの促進という視点も必要である。わが国を含めたILO理事会メンバーが出来ることは、数値目標を詳細に決めるために、前々回の決算の詳細な研究、未達成事業の原因究明を実施し、理事会で予算にプライオリティーを付ける作業を行うということである。

また、事業予算に加えて、ILOの情報関係・建物関係予算についても、透明性と規律を高めていかなければいけない。

(2) 2008年年次報告について (協議)

- ①27号条約 ②29号条約 ③81号条約 ④121号条約
⑤138号条約 ⑥142号条約 ⑦181号条約 ⑧182号条約

政府側より説明がなされた後、意見交換が行われた。

○27号条約について

(労働者側)

国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドラインが出た後も、事故が発生しており、対応として不十分。ガイドラインに強制力をもたせるべき。

○29号条約及び181号条約について

(労働者側)

派遣元と派遣先の責任分担は、派遣先の責任が軽く、労働者保護が十分にされない。派遣先でも団体交渉に応じる義務を負わせるべき。

○81号条約について

(労働者側)

日本では非正規雇用に女性が多く、セクハラも多い。問題が表にでにくいため、女性監督官の拡充が必要。監督署の統廃合による、監督制度の実効性に疑問がある。

○121号条約及び142号条約について

(労働者側)

労災病院については、統廃合により減少しているが、治療や研究が優れており、統廃合を進めるべきではない。独立行政法人雇用・能力開発機構の統廃合で、労働者の能力開発が担保されるのか、懸念している。

(3) 第98回ILO総会議題「HIV/エイズと仕事の世界」について(協議)

政府側より「HIV/エイズと仕事の世界」に関する質問票について概要説明がなされた後、以下の意見交換が行われた。

(労働者側)

日系企業がアフリカに進出した際、労働力確保がHIV/エイズの影響により非常に深刻なものとなっている。質問票の回答作成にあたっては、日本をベースとした回答も必要であるが、日系企業がアフリカで活動した際に、新しく出来る国際労働基準がどのような役割を果たすかを考えるべきである。地域ベースでセミナーなどを開催したとしても、男性は参加しない。そのため、職場をベースとしたセミナーで、男性が参加するようにすれば、男性の意識改善も期待できるため、職場における対策が重要である。

(使用者側)

既に策定されている「HIV/エイズと働く世界に関するILO行動規範」を尊重すべきである。また、HIV/エイズについては、職場の問題としても認識出来るが、それ以外の問題でもあり得るし、感染予防や学校教育段階での取り組みについても回答案に追記した方が良い。

(政府側)

今回の質問票については、労働安全衛生の観点に加え、一般的な保健対策も含めて回答案を作成し、前向きな回答としている。

第 1 2 回 I L O 懇談会議事要旨

1. 日時：平成 2 1 年 5 月 1 4 日（木） 1 3 : 3 0 ~ 1 5 : 3 0

2. 場所：厚生労働省仮設第 3 会議室

3. 出席者：（敬称略）

（1）労働者側

日本労働組合総連合会国際代表	中嶋 滋
日本労働組合総連合会総合労働局長	長谷川裕子
日本労働組合総連合会総合国際局長	生澤 千裕

（2）使用者側

日本経団連国際協力センター参与	鈴木 俊男
日本経済団体連合会国際協力本部主幹	高澤 滝夫

（3）政府側

厚生労働省大臣官房総括審議官（国際担当）	村木 太郎
厚生労働省大臣官房国際課国際企画室長	横幕 章人

4. 議題

（1）第 3 0 4 回 I L O 理事会（報告）

政府からの報告の後、以下の意見交換がされた。

（労働者側）

○ミャンマー案件について

ビルマについて、連合が加盟している I T U C（国際労働組合総連合）などが、現在 2 1 0 0 人以上の政治犯の釈放を求め署名運動を進めている。第 1 8 回日・EU 定期首脳協議における共同プレス声明（5 月 4 日）の内容は、「2 0 1 0 年選挙は民主化に向けての前進であるが、手放しでは評価できない側面もある」とした第 3 0 4 回 I L O 理事会における日本政府の対応より進展が感じられるものの、しっかり認識する必要がある点は、軍事政権の狙いが、9 0 年選挙の結果の正当性を反故にし、現在の政治体制を今後も強行することであり、事態は全く改善していないということ。日本政府としてビルマ政府に対し、結社の自由委員会の勧告を基礎にした対応すべきである。

○結社の自由委員会について

国労の案件は 2 3 年と長期に及んでおり、結社の自由委員会から何度も勧告が出ている。国内でも、先日の東京高裁の判決は、時効を地裁判決よりも有利に広げた内容であった。政府は人道的見地からも、早期解決に向けて是非前向きな対応を取るべきである。

○F S R（地域機構見直しについて）

地域機構の見直しについて I L O 事務局より提案があったが、I L O 事務局が職員団体との合意がなされないまま、職員の異動について進めようとしたため職員団体から反発があった。1 1 月理事会までに職員団体と合意を成すという条件付きで提案が採択されることとなった点にも触れるべきである。

(使用者側)

○事務局長の再選制限について

事務局長の再選が1回までとされ、本年11月理事会で再び議論されるという点にも触れるべきである。

(2) 未批准条約について

○第1号条約について

(労働者側)

現行法制の下で過労死まで至っている長時間労働の問題を克服するため、批准が必要である。問題を克服するための方向性を示さない中で、変形労働時間制やフレックスタイム制に関する国内の法制度を条約に抵触しないように改善することが容易でないので批准に値しないというのは納得できない。ワークライフバランスを掲げ、高らかに宣言したからには、社会的にバランスの取れた働き方の実現の方策を政労使で真剣に考えるべきである。

長時間労働の問題解決のために、国際労働基準の適用を1つのファクターとして考えていくべきである。

(使用者側)

そもそも、1号条約を批准すれば、過労死等の問題が解決されるというのは十分に理解できない。問題解決のためには、まず長時間労働はなぜ起きているのか考えなければならない。

一方、1号条約を批准すると、企業は業務の繁閑度に応じた柔軟な労働時間の運用ができなくなり、事業の正常な運営を妨げる可能性がある。

ILO懇談会のマンデートは、未批准条約について、なぜ批准できていないのか問題点を整理し、どうしたら批准できるのか道筋をつけることである。

(政府側)

ILO条約と我が国の法制が厳密に一致していることが要求される1号条約は基本的には満たしているが、厳密には満たしていない。懇談会は性質上、条約批准をどうするかということを考える場である。ワークライフバランス、ディーセントワークを進めていく上で何がツールとなる条約なのかを出し、その問題は何かということセットで考えていくことが重要である。

○第132号条約について

(労働者側)

日本では病気休暇制度が十分に普及しておらず、病気の際に有給休暇を使っている実態がある。そういう実態がある以上、確かに2週連続の有給取得は難しい面があるかもしれない。しかし、日本においては、権利があるのに有休取得率が低い現状があるので、条約の批准による連続休暇制度の導入がワークライフバランス実現のきっかけになれば良いと考えている。

有給取得率が高まれば代替要員を雇用する必要性が生じるので、雇用創出の面でプラスの効果も期待できる。

(使用者側)

日本の場合、年次有給休暇の取得時季は、労働者の権利として認められており、連続し

て取得することも分割して取得することも労働者の任意である。条約が規定する連続休暇を義務付けることは、労働者の休暇選択の幅を狭めることになる。また、使用者側としても連続休暇が強制され、時季変更権が縛られると事業の正常な運営の妨げになる可能性もあり、賛同することはできない。

第4回 ILO 海事協議会の概要について

平成19年9月11日

<問い合わせ先>

国土交通省海事局船員政策課国際企画室
鈴木 内線) 45-126 直通) 5253-8656

1. 日 時

9月10日(月) 10:30~11:40

2. 場 所

中央合同庁舎2号館15階高等海難審判庁審判業務室

3. 出席者

労働者代表

全日本海員組合国際局長、同中央執行委員会企画室長代行、同水産局水産部長、
同国内局国内部長

使用者代表

社団法人日本船主協会常務理事、日本内航海運組合総連合会第一事業部担当部
長、社団法人大日本水産会漁政部長、社団法人日本旅客船協会労海務部長

国土交通省

海事局船員政策課長、同運航労務課長、同総務課国際・危機管理室長、同船員
政策課雇用対策室課長補佐

水産庁

漁政部企画課課長補佐

4. 会議の概要

- 「2007年ILO年次報告」について事務局より年次報告案を説明ののち、質疑応答等を行いました。

労働者代表から、不当労働行為の撲滅に向けた取り組みが必要である旨の意見が出されました。

- 次に、本年6月のILO総会で採択された漁業労働条約について、採択までの経緯、条約の概要、今後の予定等について報告するとともに、昨年2月の海事総会において採択された海事労働条約について、国会に報告書を提出したことを報告しました。

- 最後に、労働者代表から、漁業労働条約、海事労働条約及び第185号条約(1958年の船員の身分証明書条約を改正する条約)の3条約について我が国の早期批准に向けた努力を求めるとともに、船員供給国であるアジア諸国の批准促進に向けた技術協力を含めた日本政府の取り組みを願いたい旨の意見が出されました。

第5回 ILO 海事協議会の概要について

平成20年9月18日

<問い合わせ先>

国土交通省海事局総務課国際企画調整室
鈴木 内線) 45-622 直通) 5253-8614

1. 日 時

9月17日(水) 10:30~11:30

2. 場 所

中央合同庁舎3号館10階 海事局第6会議室

3. 出席者

労働者代表

全日本海員組国際局長、同国内局国内部長、同水産局水産部長(代理)、
同中央執行委員会企画室長代行

使用者代表

社団法人日本船主協会常務理事、日本内航海運組合総連合会第一事業部担当部
長、社団法人大日本水産会漁政部部長代理、社団法人日本旅客船協会労海務部
長

国土交通省

大臣官房参事官(海事)、海事局海事人材政策課長、同運航労務課長、同総務
課国際企画調整室長

水産庁

漁政部企画課企画官

4. 会議の概要

○「2008年ILO年次報告」について事務局より年次報告を説明ののち、質疑応答
等を行いました。

労働者代表から、黄犬契約の撲滅に向けた行政としての厳しい指導が必要で
ある旨の意見が出され、行政側出席者から、従来どおり関係法令に基づき適確

に審査等が行われており、本年10月の審査等権限の中労委等への移管後も、事前の情報等があれば中労委等に伝えていきたい旨回答しました。

- 次に、未批准条約に係る意見として、労働者代表から、海事労働条約、漁業労働条約及び第185号条約（1958年の船員の身分証明書条約を改正する条約）について早期批准を願いたい旨の意見が出されました。

行政側出席者からは、海事労働条約の批准時期については、条約発効に係るILOのアクションプランや条約の検査ガイドラインの内容を踏まえつつ検討すること、第185号条約については、自国民船員に対して身分証明書を発行する条約の内容と船員法との関係等を検討する必要があること、漁業労働条約については、海事労働条約の検討状況を見据えつつ、関係省庁と連携を図りつつ検討する旨回答しました。

- 最後に、労働者代表から、漁業労働条約の批准に向けた作業にあたっては、船員法適用外の漁船に乗り組む船員について、関係省庁で連携を図り十分な保護が図られるよう措置してほしい旨要望が出されました。